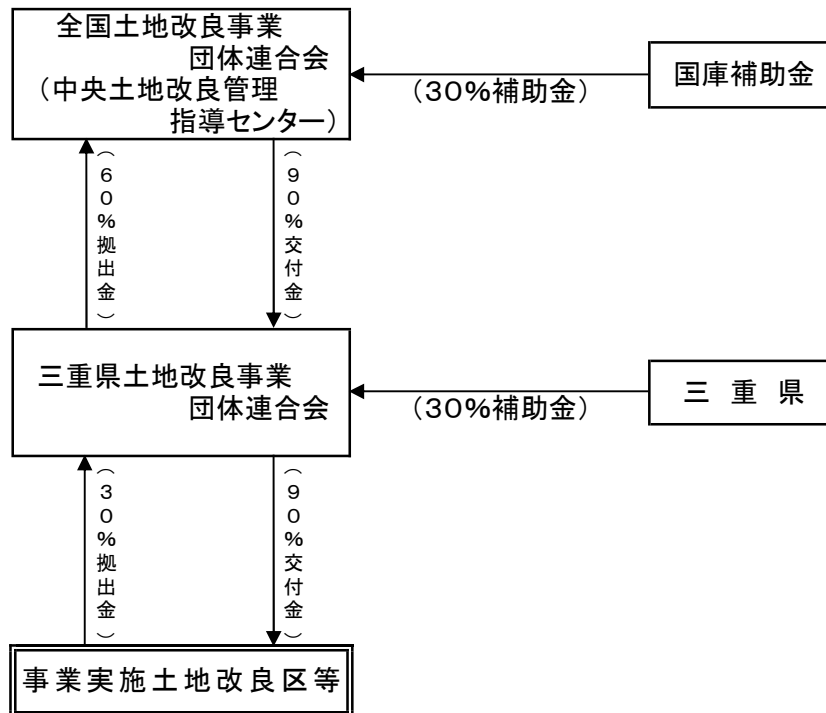


土地改良施設維持管理適正化事業の仕組み

整備補修事業

資金造成



※事業実施年度に10%負担金が必要
(10%負担金は公庫からの融資の対象)

適正化事業の基準等

- 1、事業の目的
土地改良施設の適正な維持管理、機能保持及び耐用年数の確保を図る。(整備補修工事に限る。)
- 2、採択基準
 - (1) 団体営事業規模以上の施設であること。
 - (2) 1地区当り事業費が2,000千円以上であること。
- 3、事業主体
土地改良区、市町村及び農協等で当県土連の会員である者。
- 4、資金の拠出
 - (1) 拠出金は加入事業費に対して事業費拠出金6%。事務費拠出金0.5%を5ヶ年継続して拠出するものとする。
 - (2) 資金拠出者は拠出申込後5ヶ年変更なく毎年7月末日までに県土連に拠出しなければならない。